

■ 鳥取県医師会指定学校医制度要綱 ■

I. 目的

学校保健活動の中で、学校医の果たすべき役割は重要である。「学校保健」は「生涯保健」の中で、「乳幼児保健」と「産業保健」との間の重要な時期に位置づけられる。また、「学校保健」は「地域保健」そのものであり、その地域の医師みんなでささえあってゆく必要がある。

社会環境の変化に伴って変貌する学校保健活動に対応するため、その中心的役割を受け持つ学校医は、今までの「健康診断」を含む「保健管理」という視点から、「保健教育」への積極的な関わりに視点をおき変え、「健康教育」や「保健組織活動」(学校保健委員会等)にも積極的に参加し関わる必要がある。

専門家としての適切な助言・指導を行うためにも、学校医は継続的に知識や技能の習得・質の向上と活性化を図る必要がある。学校医活動を維持するためには学校医に特化した研修が必要である。学校保健の質の向上のために、自己研鑽に役立つ制度として鳥取県医師会指定学校医制度を創設する。その目的達成のために研修会等を開催し、研修を修了した医師に「鳥取県医師会指定学校医」の称号を付与するものである。

II. 学校医の種別

各学校医の種別を下記のように定める。

「**学校医**」： 複数の学校医の中心的役割を担う学校医 (主に内科系学校医)

「**診療科別学校医**」： 診療科別の専門の学校医

(呼称：眼科学学校医、耳鼻科学学校医、整形外科学校医 etc.)

III. 申請できる資格

原則、鳥取県医師会会員で、なおかつ、鳥取県医師会学校医・園医部会員であること。

IV. 申請および審査

「学校医」と「診療科別学校医」は、履修取得すべき研修の単位数を別にする。

(1) 新規申請

1) 新たに鳥取県医師会指定学校医を希望する医師

① 「学校医」は、鳥取県医師会(学校医・園医部会運営委員会)が指定または認めた学校保健関連研修会に少なくとも1回以上出席し、かつ**30単位以上**履修する必要がある。

② 「診療科別学校医」は、鳥取県医師会(学校医・園医部会運営委員会)が指定または認めた学校保健関連研修会に少なくとも1回以上出席し、かつ**15単位以上**履修する必要がある。

2) 申請手続き方法

申請書(様式1号)に必要事項を記載し、県医師会へ提出する。

(2) 更新申請

1) 資格の有効期間は3年間とする。**3年毎**に資格更新申請する。なお、更新にあたっては、予め申し出るにより、以後の更新を自動更新とすることができる。

2) 既に指定学校医となっている学校医

①「学校医」は、有効期限が満了する年度の2月末までに

鳥取県医師会（学校医・園医部会運営委員会）が指定または認めた学校保健関連研修会に少なくとも1回以上出席し、かつ過去3年間に**30単位以上**履修している必要がある。

②「診療科別学校医」は、有効期限が満了する年度の2月末までに

鳥取県医師会（学校医・園医部会運営委員会）が指定または認めた学校保健関連研修会に少なくとも1回以上出席し、かつ過去3年間に**15単位以上**履修している必要がある。

3) 更新手続き方法

更新申請書（様式2号）または自動更新申請書（様式3号）に必要事項を記載し、有効期限が満了する年度の2月末までに県医師会へ提出する。

(3) 審査

提出された申請書は、鳥取県医師会事務局において研修履修状況等を確認した上で、鳥取県医師会理事会または常任理事会において審査する。

承認後、翌4月1日付で鳥取県医師会会長名にて「鳥取県医師会指定学校医」の認定証を交付する。

※ 有効期限は翌4月1日より3年間となります。認定証には有効期限を明記します。

※ 研修履修状況（単位）は、鳥取県医師会会員情報管理システムで管理します。

(4) 認定番号

認定証交付の際には、認定番号7桁を付与する。認定番号は、西暦下2桁、認定月、通し番号とする。（例）2016年5月に認定証を発行する場合・・・1605001

V. 制度における、単位として認める研修会等

下記（1）（2）の研修会等参加を基本とします。可能な限り、（1）の受講をお願いします。特段記載のない研修会等については、事前に県医師会（理事会または学校医・園医部会運営委員会）の承認が必要です。

(1) 鳥取県医師会、地区医師会または学校保健会が主催する学校保健関連の研修会

- ・ 県医師会主催「学校医園医研修会」（10単位）・・・年2回開催
- ・ 県医師会主催「学校医初任者研修会」（5単位）・・・年1回開催

- ・健対協主催「心臓疾患精密検査検診従事者講習会」(5単位)・・・年1回開催
- ・地区医師会主催「学校医(園医)研修会」(10単位)・・・年1回程度開催
- ・地区医師会主催「小児救急地域医師研修会」(10単位)・・・年1回開催
- ・地区医師会主催「予防接種従事者講習会」(10単位)・・・年1回開催
- ・地区医師会主催「(日医主催学校保健講習会の)伝達講習会」(5単位)・・・年1回開催
- ・地区学校保健会主催「学校保健(等)研修会」(5単位)

※ 参加者名簿をもって出席証明とする

(2) 他医師会主催学校保健関連の研修会

- ・日本医師会主催「全国学校保健・学校医大会」(10単位)・・・年1回開催
- ・日本医師会主催「学校保健講習会」(10単位)・・・年1回開催
- ・中国地区医師会主催「中国地区学校保健・学校医大会」(10単位)・・・年1回開催

(3) 学校での活動

- ・各学校の「学校保健委員会」への出席(2単位/回)
- ・学校での講演・講和・講義等(3単位/回)

※ 学校保健委員会に出席して、尚且つ講演した場合等は、計5単位となる。

※ 学校での活動は、自己申告とする。

(4) その他(原則、事前届出が必要)

- ・鳥取大学医学部附属病院子ども心の診療拠点病院推進室主催「医学講座」(10単位)
- ・各診療科医会主催の学校保健関連研修会(事前届出が必要)
- ・その他、県医師会学校医・園医部会運営委員会が認めた研修会(事前届出が必要)

(5) 申請書類

(様式1) 鳥取県医師会指定学校医制度 新規申請書(学校医→県医師会)

(様式2) 鳥取県医師会指定学校医制度 更新申請書(学校医→県医師会)

(様式3) 鳥取県医師会指定学校医制度 自動更新申請書(学校医→県医師会)

VI. 本制度における注意事項

- ・「鳥取県医師会指定学校医」の資格がないと学校医ができないわけではありません。
- ・しかし、全ての学校医は、「鳥取県医師会指定学校医」の資格取得が望ましい。
- ・今後、医師会が学校医を推薦する時には、原則として「鳥取県医師会指定学校医」を推薦する。
- ・資格更新申請時に提出して頂くことがありますので、自己研鑽の研修等を「学校医の手引き(学校医手帳)」の所定の欄に記録しておいて下さい。
- ・今後、本制度(要綱)に関して、不測の事案が生じた場合には、鳥取県医師会学校医・園医部会運営委員会ならびに本会理事会において協議対処致します。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。